



2019年11月11日

各位

会社名 デジタルアーツ株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 道具 登志夫
(コード番号: 2326 東証第一部)
問合せ先 管理部 小西 勲
(TEL 03-5220-6045)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年11月11日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、株主還元を目的として自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 60,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.43%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 300,000,000円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2019年11月12日~2019年11月22日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(ご参考) 2019年11月11日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	14,062,480株
自己株式数	70,520株

以上